# 1 最近の再販売価格の拘束事件

取近の丹敷元価格の利米争	
件 名 (公表年月日)	内 容
日清食品株式会社に対す る件 (令和6年8月22日 警告)	日清食品株式会社は、即席麺5商品について、定番売価及び特売売価をそれぞれ設定した上で、小売業者及び特売売価をそれぞれ設定した上で、10年間を遵守させるという方針の下、令和4年2月以降、小売業者に対して以下の行為を行うとともに、取引先卸売業者をして以下の行為をせている。 (1)通常時において、他の小売業者にも同様の要請るでは特売の条件を出さない旨を示唆したりするを要請することにより、提示価格で販売するようにさせている。 (2)特売時において、提示価格で販売することを要請することを要請するようにさせている。
令和4年(認)第4号 株式会社一蘭に対する件 (令和4年5月19日 確約計画の認定)	公正取引委員会は、株式会社一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画認定 要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 株式会社一蘭は、同社が販売する即席めん等(以取引先卸売業者を通じて小売業者に関いのの事品が小売業者に対して、一蘭の即席的の等」という。)に関しているところ商品で、一日の商品を複数を行って、当該商品が小売業者に対し、一蘭のおよう要請し、これに同意した小売業者に、2)取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売はよる販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に、2)取引先卸売業者に一頭の希望小売価格による販売を行わないよう要請した価格による販売を行わないよう要請した価格による販売を行わないよう要請した価格による販売を行わないよう要請させ、ご販売を希望する小売業者に一頭の希望小売価格による販売を行わないよう要請した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者に
令和元年(措)第5号 コンビ株式会社に対する 件 (令和元年7月24日)	遅くとも平成27年1月頃以降、コンビ株式会社が販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品(以下「ホワイトレーベル商品」という。)を同社が定める「提案売価」等と称する価格(以下「提案売価」という。)で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより、小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。

<u></u>	
件 名 (公表年月日)	内 容
令和元年(措)第3号 アップリカ・チルドレン ズプロダクツ合同会社に 対する件 (令和元年7月1日)	遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアップリカ・チルドレン案売価」等と称する価格(以下「提案売価」という。)で販売している、「提案売価を下回る販売価格(以下「逸脱売価」という。)で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため、次の行為を行っていた。アール売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。イール売業者の手ラシの配布に先立ち、当該チラシに掲載される販売価格を自ら定期的に調査していた。ウール売業者及び小売業者から、逸脱売価でいた。ウールの行為により、逸脱売価で販売している工とが判明した小売業者に対するまう、は販売しるよう、とが判明した小売業者に対していることが判明した小売業者をしていることが判明した小売業者をしていることが判明した小売業者をしていることが判明した小売業者に対するよう、は別売価で販売しるに、提業者をして当該小売業者に対する出荷を停止しては、出荷を停止していた。

- 2 参照条文
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)(抄)

### 〔定義〕

第二条 (略)

②~⑧ (略)

- ⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。一~三 (略)
  - 四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。
    - イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその 他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
    - ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五・六 (略)

#### [排除措置]

第七条 (略)

- ② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。
  - 一 当該行為をした事業者
  - 二~四 (略)

#### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

## 〔排除措置〕

第二十条 (略)

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。